

第4表 種類別諸興行場数

本表は昭和29年3月31日現在における入場税の課税対象数を集計したものである。

市 郡	総数	映画	演劇	演芸	競輪 競馬	遊園地	ゴルフ	ダンス ホール	ダンス レックス	撞球	麻雀	打球	遊船	射的	つり ぼり	スケ ート 場	その他	臨時
昭和24年度	1 579	147	19	7	3	1	2	19	202	297	240	274	25	32	—	—	61	250
〃 25年度	1 641	185	21	8	8	3	2	26	154	88	489	8	43	1	—	—	63	542
〃 26年度	2 674	209	24	5	6	1	3	27	128	77	483	1 459	21	27	5	—	—	199
〃 27年度	2 881	244	30	3	6	2	14	22	114	79	541	1 495	22	35	4	2	—	259
<b>昭和28年度</b>	<b>2 567</b>	<b>267</b>	<b>33</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>15</b>	<b>27</b>	<b>115</b>	<b>81</b>	<b>542</b>	<b>1 117</b>	<b>13</b>	<b>32</b>	<b>5</b>	<b>8</b>	<b>37</b>	<b>262</b>
大阪府	1 868	163	18	3	3	—	10	23	76	65	423	802	13	30	2	7	29	201
市	124	13	6	—	—	—	1	1	9	1	40	44	—	2	—	1	—	6
市	42	8	—	—	3	—	—	—	4	—	4	19	—	—	—	—	1	3
市	17	2	—	—	1	—	—	—	2	—	3	9	—	—	—	—	—	—
市	87	12	—	—	—	—	—	2	4	2	20	33	—	—	2	—	5	7
市	27	3	1	—	—	—	—	—	2	3	5	13	—	—	—	—	—	—
市	26	3	—	—	—	—	—	—	2	2	6	15	—	—	—	—	—	—
市	20	3	—	—	—	—	—	—	2	—	2	13	—	—	—	—	—	—
市	26	2	—	—	—	—	—	—	1	2	5	16	—	—	—	—	—	—
市	28	4	1	—	—	—	—	—	5	2	2	12	—	—	—	—	1	1
市	29	4	—	—	—	—	—	1	—	2	10	12	—	—	—	—	—	—
市	12	4	—	1	—	1	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—
市	15	2	—	—	—	—	1	—	—	—	2	8	—	—	—	—	—	2
市	15	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	9	—	—	—	—	—	—
市	23	2	1	—	—	—	—	—	3	1	1	15	—	—	—	—	—	—
市	24	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	11
市	7	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	4	—	—	—	—	—	—
郡	5	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3	—	—	—	—	—	1
郡	6	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—
郡	33	9	3	—	—	—	—	—	4	—	1	14	—	—	—	—	—	2
郡	22	6	1	—	—	—	1	—	—	—	2	9	—	—	—	—	—	3
郡	67	7	—	—	—	—	—	—	2	—	—	32	—	—	—	—	1	25
郡	30	6	—	—	—	—	1	—	—	—	8	14	—	—	1	—	—	—
郡	14	7	—	1	—	—	—	—	—	1	1	4	—	—	—	—	—	—

(注) 資料 大阪府総務部税務第二課。

第5表 映画演劇演芸諸興行入場人員数

本表は入場税の課税対象となった昭和28年度間の数字である。

月 次	大 阪 市			衛 星 都 市			郡			部		
	映 画	演 劇	演 芸	映 画	演 劇	演 芸	映 画	演 劇	演 芸	映 画	演 劇	演 芸
昭和24年度	44 855	430	2 689	845	615 363	1 756	074	111 301	20 043	356 744	53 518	12 781
〃 25年度	35 129	363	2 836	575	983 391	6 145	471	147 533	18 076	306 370	79 134	10 624
〃 26年度	39 270	661	2 733	511	866 086	5 989	425	75 421	—	337 330	—	—
〃 27年度	36 163	152	2 406	469	540 991	5 176	411	122 460	22 281	397 368	29 686	5 394
<b>昭和28年度</b>	<b>39 830</b>	<b>610</b>	<b>2 658</b>	<b>337</b>	<b>601 790</b>	<b>5 292</b>	<b>157</b>	<b>159 682</b>	<b>9 614</b>	<b>479 040</b>	<b>21 913</b>	<b>2 985</b>
昭和28年 4月	3 399	657	172	000	59 149	419	270	15 646	5 288	36 397	1 545	1 198
〃 5月	3 351	765	286	032	57 821	418	457	16 243	777	41 144	1 579	67
〃 6月	3 082	943	233	734	47 821	426	036	14 598	270	36 300	1 665	—
〃 7月	2 973	534	200	087	38 520	402	897	12 461	498	36 683	1 634	—
〃 8月	3 388	438	139	285	47 940	448	079	10 900	529	36 666	2 162	301
〃 9月	3 265	927	231	016	48 512	455	750	14 722	597	37 780	1 190	533
〃 10月	3 186	934	217	077	52 058	446	528	14 446	—	37 762	1 432	505
〃 11月	3 079	069	225	857	53 933	442	923	10 998	—	40 902	1 674	—
〃 12月	2 751	982	212	829	41 058	382	650	9 954	200	29 756	2 331	200
昭和29年 1月	4 781	292	311	683	64 274	610	994	16 728	131	55 097	3 462	33
〃 2月	3 041	870	190	336	48 428	400	198	11 847	150	52 960	1 963	—
〃 3月	3 527	138	238	401	42 276	437	375	11 139	1 174	37 603	1 216	148

(注) 資料 大阪府総務部税務第二課。

## 第 XXI 章

# 社会 保障

## 第 22 章 社会保険

### (1) 社会保険

健康保険には政府が直接事業経営主体となつて行うものと、従業員の比較的多い工場、銀行、会社などが、厚生大臣の認可を得て政府に代り自主的に事業を行う、すなわち、健康保険組合管掌があり、昭和29年1月末の現況は政府管掌事業所数24,269、被保険者数602,641人で、組合管掌事業所数159、被保険者数258,481人である。この被保険者が扶養する家族が約129万人あり、計215万人であるから大阪府における人口約440万人の半数に近い48%のものが有形無形に生活を保障されていることになる。

### (2) 国民健康保険

健康保険に加入していない勤労者以外の人たちのため昭和13年から設置され、昭和22年当時の組合数が31、被保険者数35万人であつたものが、23年の法律改正により、組合から公営制度へ切換えられ活発化し、昭和28年度には事業実施市町村数は49、被保険者数約34万人と増え、各保険者はほとんどが直営診療所を整備している。病院10、診療所61を数え医療給付の完備が期されている。財政状態は受診率の上昇、単価の改正等により急激に増加した給付額に対し、医療給付費補助金、再建整備費貸付金等により若干緩和されたが、未だ府下で1カ年に4,500万円程度の赤字を出している。

### (3) 船員保険

海運界の復興に伴い且つ強力な社会状況の背景が、船員保険知識の普及徹底に役立ち、昨年に比較して相当に上昇していることは喜ばしい。しかし、反面傷病員特に船員病とまで極言されている性病よりも結核性疾患の急激な増加はうらうべきものがある。そこで、医療、更生施設の完備、増加等の対策をこうじ、また各方面との協議会等を開設して船員の内的な労力育成に役立つように努力している。

### (4) 厚生年金保険

健康保険が短期保険であるのに対し、この保険は長期保険で種類は養老年金、遺族年金、寡婦、かん夫、遺児年金、障害年金、障害手当金、脱退手当金等があり、この現況は事業所数25,787、被保険者数889,172人となつている。

### (5) 日雇労働者健康保険

これは昭和28年8月の法律として公布されたもので工場、鉱山、電源開発事業、あるいは失業対策事業その他に使用される日雇労働者及びその家族に対し、医療の給付を行つて生活の保証をしようとするものが本保険で、この現況は事業所数1,454、被保険者数42,765人である。

### (6) 社会福祉施設

社会福祉事業は終戦後年を追つて施設が拡充され、戦前の状態をしのぐまでに進展をみた。昭和28年12月末日現在府下においては福祉事務所の内部組織のものを加えて45設置されており、614名の職員をもっている。また、社会福祉法人は74、民生関係一般公益法人71、施設数は615を数えている。その内訳は第1種社会福祉事業に属するもの150、第2種社会福祉事業に属するもの345あつて、これに内職鶴旋所や、市民館など周辺社会福祉事業施設を加えるとその数615に達している。

第 1 表 経営主体別社会福祉施設

経営主体	総数	第1種社会福祉事業の施設	第2種社会福祉事業の施設	周辺社会福祉事業の施設
公 府	8	5	3	—
営 市	153	62	72	19
町	35	4	31	—
小 村	—	—	—	—
計	196	71	106	19
民 社会福祉法人	157	71	86	—
宗 教 法 人	40	—	40	—
教 法 人	23	—	17	—
其 他 の 公 益 法 人	—	—	—	—
社 任 意 団 体	82	2	79	1
個 人	117	—	17	100
営 小 計	419	79	239	101
合 計	615	150	345	120

### (7) 生活保護

生活保護法にもとづく各扶助の昭和28年度における取扱状況を種類別にみると第2表のとおりである。

第 2 表 種類別生活保護

種 類	世 帯	人 員
生 活 扶 助	262 230	702 298
教 育 扶 助	105 693	197 054
住 宅 扶 助	136 414	446 409
医 療 扶 助	168 874	218 581
其 他	2 732	2 858
実 数	698 529	1 567 801

府下における被保護人員は昭和25年当初約5万人であつたが、ほとんど毎月徐々ながら増加して、25年6月以降は6万人台に上り、その後さらに、ぞん増の一路をたどつて最近7万余人となり、この約4年間に3割余りの増加をきたしている。このぞん増の傾向は全国的現象であり大阪は寧ろまだ低い方である。府が支出した保護費及び施設委託事務費の総額は昭和25年度10億余円、26年度12億余円、27年度16億余円、28年度19億余円であつてこれを各扶助種類別に示すと第3表のとおりである。医療扶助費が近年ぞん増する傾向にあることはしばしば問題とされるところである。

第 3 表 種類別扶助

総 額	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	その他	施設委託事務費
金 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 942 550	712 471	72 436	49 250	1 028 797	7 655	71 941
%	100.0	36.8	3.7	2.5	52.9	0.4
						3.7

### (8) 保護施設

生活保護法による施設は昭和28年度現在で56あつて、28年12月末現在における収容者の数は養老施設1,543人、更生施設2,660人、医療保護施設2,513人、(入院者)救護施設173人、授産施設37人、宿所提供施設197人である。

第 4 表 保護施設

種 類	総 数	養老施設	救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供施設
府	—	—	—	—	—	—	—
市	16	5	—	6	—	—	2
町	1	1	—	—	—	—	—
社会福祉法人	39	11	3	13	12	—	—
計	55	17	3	19	12	3	2

### (9) 児童福祉

大阪府が任用している児童福祉司は現在26名、児童委員の委嘱数は5,240名(全員民生委員)である。児童福祉施設の設置数は昭和28年度現在で303あつて、このうち公営は126、民営は177であり、これらの施設の収容取扱数は2万余である。

第 5 表 児童福祉

種 類	総 数	乳児院	母子寮	保育所	養護施設	精神薄弱児施設	肢体不自由施設	教護院	その他
収 容 定 員	19 227	225	(462世帯) 447	13 684	3 214	290	50	462	855
収 容 又 は 取 扱 人 員	14 965	149	(444世帯) 1 341	9 968	2 914	253	45	253	32

### (10) 身体障害福祉

身体障害者の援護機関として大阪府身体障害者更生相談所が設置せられ、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行つている。また、更生援護施設としては府の設置するもの3、社会福祉法人の設置するもの2あり、一方身体障害者が共助共励の精神で、その生活文化の向上をはかつて自主的な活動を続けている。府下における身体障害者手帳の所持者数は大阪市7,542人、衛星都市4,462人、郡部2,079人、計14,083人である。

### (11) 母子福祉

配偶者のない婦人で児童を扶養している者の経済的自立の助成と生活意欲の助長は戦後の課題として取上げられ、母子福祉資金の貸付等にかんする法律が公布されてから、大阪府でも28年4月32名の母子相談員を設置して、各福祉事務所に駐在せしめる一方母子福祉資金の貸付が行われている。また府では母子福祉事業の徹底を期して29年2月母子福祉推進委員の制度を設けた。

第1表

政府管掌健康

本表は各社会保険出張所よりの報告にもとづき作成された、昭和28年度の政府管掌業務にかん

Table with 7 columns: 種類, 昭和28年度平均, 昭和28年4月, 5月, 6月, 7月, 8月. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

(注) 単位: 平均標準報酬額 円。

第1表

政府管掌健康保険

Table with 9 columns: 種類, 総数, 被保険者にかんする (診療費, 療養費, 看護費, 移送費, 傷病手当金, 埋葬料, 分娩費), 件数, 金額.

(注) 単位: 金額 円。

資料 大阪府民生部保険課。

第2表

国民健康保険

本表の数字は各年度末現在で各社会保険出張所より提出された報告にもとづき作成したものである。

Table with 12 columns: 年次, 実施している団体数 (総数, 公営, 組合), 被保険者数 (世帯主数, 被保険者数, 平均被保険者数, 平均受給率), 一般状況 (診療所数, 保険指導医数, 保健婦数, 事務職員数).

第2表

国民健康保険給付状況 (続)

本表の数字は昭和29年3月末現在におけるものである。

Table with 8 columns: 科目, 件数, 日数, 点数, 費用額, 1件当り日数, 1件当り点数, 1日当り点数. Rows include 療給養の付, 療小, 助産の給付, 合計.

(注) 資料 大阪府民生部保険課。

保険適用状況

するものである。健康保険は5人以上の従業者を有する法令に定められた事業所に適用される。

Table with 7 columns: 9月, 10月, 11月, 12月, 昭和29年1月, 2月, 3月. Rows show monthly insurance application statistics.

給付件数及び金額 (支給決定分) (続)

Table with 12 columns: 給付 (出産手当金, 被保険者小計, 診療費, 療養費, 看護費, 移送費, 家族配偶者配偶者小計), 被扶養者にかんする給付 (診療費, 療養費, 看護費, 移送費, 家族配偶者配偶者小計).

第3表

船員保険

本表の数字は各年度末現在で各社会保険出張所より提出された報告にもとづき作成したものである。船員保険は政府管掌であって、被保険者は船員法第1条に規定する船員すなわち、次に示す船舶以外の船舶の船員である。1. 総噸数50噸未満の船舶、2. 湖、川又は港のみを航行する船舶、3. 総噸数30噸未満の漁船。

Table with 10 columns: 年次, 船舶所有者数 (総数, 汽船, 漁船, 機帆船), 被保険者数 (総数, 汽船, 漁船, 機帆船), 保険料徴収決定済額.

第3表

船員保険給付状況 (続)

本表は昭和28年度にかんするもので、平均被保険者数は9,251人である。

Table with 7 columns: 科目, 支給決定分 (件数, 日数, 金額), 被保険者1人当り (件数, 日数, 金額). Rows include 被保険者 (診療看護移送費, 療養費), 被扶養者 (診療看護移送費, 療養費).

(注) 資料 大阪府民生部保険課。

第4表

労 災 保 険

本表の数字は大阪府下の労働基準監督署において各月

年 月	療 養 補 償 費			休 業 補 償 費			障 害 補 償 費	
	件 数	日 数	金 額	件 数	日 数	金 額	件 数	金 額
昭和26年度	67 221	1 178 115	190 823 492	33 031	730 287	165 332 539	4 432	315 654 688
" 27年度	63 721	1 162 475	192 680 246	29 404	661 501	159 408 230	4 703	358 003 360
昭和28年度	78 584	1 329 761	236 670 820	33 021	729 637	194 315 296	4 609	364 526 440
昭和28年 4月	3 869	64 336	11 075 758	1 411	30 688	7 757 202	221	17 641 307
" 5月	6 010	106 825	17 898 998	2 630	59 742	15 255 575	346	29 382 873
" 6月	5 558	99 743	17 573 466	2 818	63 410	16 477 824	463	36 764 259
" 7月	6 468	108 588	19 219 487	2 618	59 833	15 494 364	379	29 292 298
" 8月	5 863	99 474	17 922 479	2 902	66 419	16 626 145	383	30 155 752
" 9月	7 056	110 916	19 820 695	2 722	57 236	15 569 762	402	30 303 943
" 10月	7 147	111 913	20 135 339	2 873	61 071	16 202 262	436	30 776 856
" 11月	7 344	122 922	21 556 321	3 100	66 894	18 193 140	395	33 480 153
" 12月	13 532	222 029	40 616 145	4 096	89 234	23 765 424	605	48 372 102
昭和29年 1月	1 816	34 890	6 636 915	1 831	40 649	10 878 145	228	19 270 918
" 2月	6 004	109 826	19 464 430	2 824	63 287	17 963 488	350	26 417 171
" 3月	7 867	138 299	24 750 787	3 196	72 174	20 121 965	401	32 668 808

(注) 単位：金額 円。  
資料 大阪労働基準局。

第5表

失 業 保 険

本表は公共職業安定所の報告にもとづき一般労働者について作成されたものであり、被保険者は法規により当然被保険者と任意包括被保険者に区分さ

年 月	離職票受付件数	初 回 受 給 資 格 認 定 件 数	待 期 満 了 件 数	給 付 制 限 件 数
昭和26年	42 715	41 863	38 129	13 756
" 27年	67 933	66 966	62 402	16 537
昭和28年	62 278	60 770	57 750	18 987
" 1月	5 695	5 607	5 133	1 251
" 2月	5 374	5 320	5 099	1 656
" 3月	5 162	5 063	5 014	1 749
" 4月	5 802	5 576	5 202	1 835
" 5月	5 910	5 748	5 346	1 775
" 6月	5 331	5 183	5 084	1 707
" 7月	5 497	5 375	5 209	1 496
" 8月	4 948	4 844	4 465	1 420
" 9月	5 153	5 010	4 553	1 694
" 10月	5 264	5 170	4 813	1 910
" 11月	4 630	4 509	4 298	1 467
" 12月	3 512	3 365	3 534	1 027

(注) 資料 大阪府労働部職業安定課。

給 付 状 況

に支払った労働者災害補償費にかんするものである。

遺 族 補 償 費		葬 祭 料		打 切 補 償 費		合 計		
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	新規災害者数	金 額
282	100 601 122	281	6 155 886	9	1 811 244	105	256	47 509 780 378 971
252	98 937 046	252	6 172 631	9	3 097 152	98	341	40 565 818 298 665
245	112 526 432	237	6 885 477	8	3 724 932	116	704	49 415 918 649 397
4	2 213 640	4	144 819	1	451 632	5	510	2 426 39 294 358
19	7 970 775	18	491 470	—	—	9	023	3 979 70 999 691
19	8 713 063	19	532 743	5	2 303 340	8	882	3 619 82 364 695
21	8 122 660	19	553 575	1	553 704	9	506	3 769 73 236 088
16	6 950 210	15	452 713	—	—	9	180	3 799 72 107 299
20	8 246 029	18	507 416	—	—	10	218	4 995 74 447 845
31	15 419 985	31	954 548	—	—	10	518	4 393 83 488 990
26	12 751 160	25	708 456	—	—	10	890	4 357 86 689 230
42	19 016 086	40	1 146 257	1	416 256	18	366	7 790 133 332 270
11	4 745 264	11	294 355	—	—	3	897	1 313 41 825 597
18	8 518 930	19	540 055	—	—	9	215	3 971 72 904 074
18	9 858 630	17	559 070	—	—	11	499	5 004 87 959 260

業 務 状 況

れたものである。失業保険は昭和23年に開始された政府管掌の保  
れる。このうち失業保険金受給人員は1カ月平均の数字である。

初 回 受 給 者 数	失 業 保 険 金 受 給 人 員	支 給 終 了 者 及 び 期 間 満 了 者 数	失 業 週 数	給 付 金 額
37 034	17 989	44 441	789 192	1 040 077 000
60 649	30 589	53 983	1 367 741	1 989 861 972
56 278	28 298	58 086	1 256 449	2 150 306 128
4 553	28 260	5 615	106 674	202 467 782
4 201	27 290	4 300	95 079	168 961 507
5 165	28 151	5 436	106 228	186 576 980
5 079	28 222	4 999	103 934	178 673 743
5 002	28 772	5 437	104 665	176 345 575
5 173	29 305	4 639	110 565	185 290 748
5 372	29 889	4 594	116 651	193 563 533
4 356	29 222	4 283	106 982	176 300 214
4 427	28 735	4 850	106 012	176 741 993
4 506	28 149	4 667	104 978	177 252 586
4 504	27 164	4 513	96 088	165 885 505
3 940	26 445	4 553	96 593	162 245 962

円

第 6 表

被 保 護 世 帯 及 び

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。保護人員  
うけた場合は重複計上されているので、実際の被保護人員とは一致

年 月	生 活 扶 助		教 育 扶 助		住 宅
	世 帯 人	員	世 帯 人	員	世 帯
昭和 25 年 度	...	95 976	...	25 073	...
" 26 年 度	...	173 543	...	50 485	...
" 27 年 度	263 926	703 977	110 789	211 867	148 251
昭和 28 年 度	262 230	702 298	105 693	197 054	136 414
昭和 28 年 4 月	21 195	57 322	8 827	16 142	11 412
" 5 月	21 124	56 929	8 650	16 484	11 422
" 6 月	21 155	56 644	8 644	16 361	11 410
" 7 月	21 391	56 766	8 639	16 265	11 420
" 8 月	21 530	57 097	8 586	15 955	11 285
" 9 月	21 890	58 202	8 561	16 379	11 299
" 10 月	21 470	57 627	8 437	16 213	11 074
" 11 月	21 687	58 104	8 464	16 175	11 281
" 12 月	22 501	59 647	8 999	16 389	11 415
昭和 29 年 1 月	22 700	60 865	9 369	16 728	11 460
" 2 月	22 813	61 328	9 239	16 861	11 266
" 3 月	22 774	61 767	9 278	17 102	11 670

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

第 7 表

生活保護法による保護費支出状況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。保護費とは各月に実際に  
支出された金額を計上したものであって、被保護人員とは対応しない。

年 月	総 額	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	
										昭和 25 年度
" 26 年度	1 216 935 705 547 143 276 63 861 150 22 076 272	555 269 762	352 531	205 417 5 331 254	22 696 043					
" 27 年度	1 632 603 896 648 209 642 74 045 212 38 057 282	816 765 121	558 515	804 205 6 230 607	47 933 312					
昭和 28 年度	1 942 549 665 712 471 292 72 435 614 49 249 776	1 028 796 757	588 992	323 364 6 743 109	71 940 761					
昭和 28 年 4 月	81 030 207 53 519 900 7 975 483 3 360 373	15 859 442	14 620	51 390 225 075	23 924					
" 5 月	138 268 353 52 047 181 4 974 344 3 353 979	72 965 991	40 360	91 345 484 125	4 311 028					
" 6 月	169 840 662 51 472 723 6 107 712 3 388 077	103 776 548	36 852	12 000 547 412	4 499 338					
" 7 月	153 225 964 53 017 811 5 161 114 3 470 985	86 480 481	36 145	29 130 414 301	4 615 997					
" 8 月	217 729 615 56 777 024 4 464 629 3 829 955	147 333 969	41 821	19 010 512 497	4 750 710					
" 9 月	189 626 199 66 643 513 5 252 567 5 005 517	105 818 198	55 192	13 130 528 151	6 309 931					
" 10 月	176 899 478 57 657 838 6 134 349 4 187 778	98 718 090	40 588	22 094 482 720	9 656 021					
" 11 月	182 816 400 58 679 542 5 001 869 4 297 801	108 251 372	36 775	8 000 549 844	5 991 197					
" 12 月	237 942 622 118 420 952 9 322 657 8 558 073	94 026 991	58 314	5 200 645 902	6 904 533					
昭和 29 年 1 月	96 721 993 6 823 287 2 170 884 579 082	81 116 019	52 592	14 450 500 107	5 465 572					
" 2 月	170 397 098 64 437 802 6 365 048 4 539 282	87 900 113	54 775	11 000 626 856	6 462 222					
" 3 月	98 588 766 71 188 129 6 504 900 4 632 907	9 085 192	64 675	29 355 689 352	6 394 256					
出納整理期	" 4 月	28 063 028	1 677 955	2 797 272	43 514	16 410 888	50 448	17 260	533 767	6 531 924
" 5 月	1 399 280	107 635	202 786	2 453	1 053 463	5 835	—	3 000	24 108	

(注) 単位：円。

資料 大阪府民生部保護課。

人 員 の 移 動 状 況

とは各月ごとに保護をうけた人員であって、月をまたがって保護を  
しない。

扶 助 人 員	医 療 扶 助		そ の 他		実 数	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
58 120	...	32 603	...	12 281	...	224 053
120 292	...	43 517	...	3 315	...	391 152
473 161	159 086	183 168	3 510	3 568	335 877	789 082
446 409	188 874	218 581	2 732	2 858	698 529	1 567 801
37 267	14 115	16 142	135	240	55 684	127 113
36 988	14 489	16 503	254	254	55 939	127 158
36 117	15 135	17 045	219	222	56 563	126 989
36 955	15 500	17 779	204	204	57 154	127 969
36 844	15 931	18 404	221	227	57 553	128 527
36 752	16 390	18 940	203	204	58 343	130 476
36 396	15 991	18 419	239	239	57 211	128 886
36 700	15 952	18 500	210	212	57 594	129 691
37 363	16 150	18 814	241	245	59 306	132 458
38 099	16 422	19 255	281	282	60 232	135 229
38 335	16 539	19 415	255	256	60 112	136 195
38 603	16 260	19 365	270	273	62 838	137 110

第 8 表

生活保護法による保護費交付状況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。保護費とは各月に実際に  
に支出された金額を計上したものであって、被保護人員とは対応しない。

市 郡	国 庫 負 担 金			府 費 負 担 金		
	精 算 額	概算交付額	過△不足額	精 算 額	概算交付額	過△不足額
昭和 25 年度	741 212 461	742 192 000	979 539	107 000 571	95 097 418	△ 11 903 153
" 26 年度	972 671 934	974 340 125	1 668 191	87 433 148	87 562 237	129 089
" 27 年度	1 305 401 842	1 236 810 346	△ 68 591 496	45 007 097	45 099 929	92 832
昭和 28 年度	1 549 736 326	1 406 288 171	△ 143 448 155	54 280 140	53 923 868	△ 356 272
大 阪 府	217 429 204	194 090 387	△ 23 338 817	—	—	—
大 阪 市	951 551 464	860 409 654	△ 91 141 810	50 958 508	50 526 871	△ 431 637
堺 市	114 318 764	104 311 340	△ 10 007 424	637 621	645 991	8 370
岸 田 市	25 214 347	23 641 250	△ 1 573 097	46 935	46 794	△ 141
布 施 市	58 322 437	52 569 153	△ 5 753 284	367 030	400 832	33 802
豊 中 市	25 035 078	23 432 646	△ 1 602 432	590 898	590 898	—
池 田 市	10 626 718	10 272 829	△ 353 889	8 671	8 671	—
吹 田 市	18 039 168	16 874 506	△ 1 164 662	31 479	26 404	△ 5 075
泉 大 阪 市	7 610 622	7 444 384	△ 166 238	3 527	3 527	—
高 槻 市	20 158 449	18 822 323	△ 1 336 126	322 461	301 032	△ 21 429
貝 塚 市	17 040 206	15 652 840	△ 1 387 366	688 499	745 157	56 658
守 口 市	21 803 906	19 852 027	△ 1 951 879	92 284	91 654	△ 630
枚 方 市	11 399 802	10 587 816	△ 811 986	148 471	170 798	22 327
茨 木 市	8 430 171	7 997 325	△ 432 846	174 621	144 322	△ 30 299
八 尾 市	17 733 754	16 834 084	△ 899 670	103 308	108 308	5 000
泉 佐 野 市	11 532 168	10 891 061	△ 641 107	97 918	104 129	6 211
富 田 市	7 428 711	6 926 069	△ 502 642	—	571	571
寝 屋 川 市	6 061 357	5 678 477	△ 382 880	7 909	7 909	—

(注) 単位：円。

資料 大阪府民生部保護課。

第9表

生活保護法による

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。この数字は毎月末の収容人員であって、各年度の計は延人員を示す。

Table with 9 columns: 年 月, 四天王寺 松風荘, 大阪 養老院, 四天王寺 悲田院, 旭ヶ丘 厚生寮, 弘済院 養老所, 長生院, 高鷲寮, 大阪 敬老院. Rows include 定員, 昭和25年度, 昭和26年度, 昭和27年度, 昭和28年度, and monthly data from April 1948 to March 1949.

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

第10表

生活保護法による

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。この数字は毎月末の収容人員であって、各年度の計は延人員を示す。

Table with 12 columns: 年 月, 関目学園, 豊崎寮, 西成寮, 榎草寮, 梅田 厚生館, さかえ 学園, 金岡寮, みなと寮, 弘済院 保養所, 大阪 自衛館, 東成寮. Rows include 定員, 昭和25年度, 昭和26年度, 昭和27年度, 昭和28年度, and monthly data from April 1948 to March 1949.

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

養老施設の保護状況

数字は毎月末の収容人員であって、各年度の計は延人員を示す。

Table with 10 columns: 貝塚 養老の家, 鷺溝寺 養老院, 福生園, 永楽園, 城南天森 養老院, とりかい 白鷺寮, 河北 養老院, 八尾市立 養老院, 枚方市立 養老院. Rows include 定員, 昭和25年度, 昭和26年度, 昭和27年度, 昭和28年度, and monthly data from April 1948 to March 1949.

更生施設の保護状況

数字は毎月末の収容人員であって、各年度の計は延人員を示す。

Table with 12 columns: 平和寮, 大阪 婦人ホーム, 悲田院 母子寮, 天理 母木寮, 慶徳寺 光華寮, 万世 母子寮, 駒川ホーム, 赤川ホーム, 八尾隣保館 三徳寮, 関目 家族寮, 三国 家族寮. Rows include 定員, 昭和25年度, 昭和26年度, 昭和27年度, 昭和28年度, and monthly data from April 1948 to March 1949.

第 11 表

生活保護法による医療保護施設 救護施設

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。この数

Table with columns for year/month and hospital names (e.g., 浅香山病院, 弘済院, etc.) and rows for staff counts from 昭和25年度 to 昭和29年3月.

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

第 12 表 婦 人 保 護 状 況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

Table with columns for year/month and categories (総数, 朝光寮, 生野学園) and rows for staff counts from 昭和25年度 to 昭和29年3月.

(注) 単位：委託料 円。資料 大阪府民生部保護課。

授産施設 宿所提供施設の保護状況

宇は毎月末の収容人員であって、各年度の計は延人員を示す。

Table with columns for facility names (竹井病院, 牧野病院, etc.) and rows for staff counts from 昭和25年度 to 昭和29年3月, including specific dates for openings.

第 13 表 結 婚 斡 旋 状 況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

Table with columns for year/month and categories (相談件数, 申込件数, 照会(見合)件数, 成立件数) and rows for staff counts from 昭和25年度 to 昭和29年3月.

(注) 資料 大阪府立夕陽丘結婚相談所。

第 14 表

児 童 福 祉 施 設

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

施 設 名	施設数	職 員 数						収容又は利用 定 員
		事 務 職 員		技 術 職 員		そ の 他		
		男	女	男	女	男	女	
昭和 27 年度 { 公 立	112	52	25	184	365	62	105	6 348
{ 私 立	159	63	21	253	693	32	118	8 257
昭和 28 年度 { 公 立	126	54	27	131	450	142	111	7 878
{ 私 立	177	63	29	233	632	70	119	11 349
助産施設 { 公 立	2	2	—	4	4	—	1	9
{ 私 立	7	3	—	8	20	2	3	66
乳児院 { 公 立	3	9	5	7	36	1	5	110
{ 私 立	4	3	2	9	34	2	9	115
母子寮 { 公 立	17	6	3	13	29	17	9	418
{ 私 立	2	1	1	4	4	2	1	29
保育所 { 公 立	92	19	11	34	272	89	78	5 728
{ 私 立	119	22	13	91	512	46	45	7 956
児童更生施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	9	5	—	5	—	8	3	780
養護施設 { 公 立	9	10	7	39	68	27	13	1 133
{ 私 立	31	25	12	36	29	9	52	2 081
精神薄弱児施設 { 公 立	1	1	—	3	8	—	3	80
{ 私 立	4	3	1	19	25	—	6	210
虚弱児施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—
し体不自由児施設 { 公 立	1	4	1	10	14	3	2	50
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—
盲児施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—
ろうあ児施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—
教護院 { 公 立	1	3	—	21	19	5	—	350
{ 私 立	1	1	—	11	8	1	—	112

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第 15 表

児 童 福 祉 施 設 の 年 令 別 在 所 者 数

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

施 設 名	総 数	1才未満	1才以上	2才以上	3才以上	6才以上	12才以上	15才以上	18才以上	20才以上
		2才未満	3才未満	6才未満	12才未満	15才未満	18才未満	20才未満		
昭和 27 年度 { 公 立	6 207	46	60	71	2 669	1 903	679	358	29	392
{ 私 立	7 613	49	80	175	3 249	3 107	569	320	36	28
昭和 28 年度 { 公 立	6 513	33	51	42	2 533	2 427	661	324	20	422
{ 私 立	8 442	32	83	176	4 189	3 043	601	259	29	30
助産施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
乳児院 { 公 立	71	32	39	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	78	29	49	—	—	—	—	—	—	—
母子寮 { 公 立	1 260	1	5	12	114	368	201	118	19	422
{ 私 立	81	—	—	—	5	24	15	8	—	29
保育所 { 公 立	3 900	—	6	22	2 347	1 525	—	—	—	—
{ 私 立	6 068	3	22	70	3 757	2 216	—	—	—	—
養護施設 { 公 立	937	—	1	6	61	432	321	116	—	—
{ 私 立	1 977	—	12	106	424	740	499	183	13	—
精神薄弱児施設 { 公 立	75	—	—	—	1	23	27	24	—	—
{ 私 立	178	—	—	—	3	51	62	48	14	—
虚弱児施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
し体不自由児施設 { 公 立	45	—	—	—	4	24	14	3	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盲児施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ろうあ児施設 { 公 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 私 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教護院 { 公 立	194	—	—	—	—	42	95	56	1	—
{ 私 立	59	—	—	—	—	12	25	20	2	—
一時保護所 公 立	31	—	—	2	6	13	3	7	—	—
里親に委託されている 児	338	2	5	21	60	72	93	85	—	—

(注) 資料 大阪府民生部児童課。



第 16 表 児童福祉施設收容件数

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

年 月	前年度 よりの 繰越件 数	総 数	児童福祉施設によるもの										
			児童委員 によるもの	児童福祉 司によるもの	その他 都道府 市町村 福祉 職員に よるもの	警察関係 者によるもの	家庭裁判 所より送 致されたもの	家族親戚 によるもの	学校によ るもの	自身に よるもの	児童福祉 施設によ るもの	法第31条 により意 見を求め られたもの	その他 相談に 応じたもの
昭和26年	38	4 510	7	82	377	2 507	79	477	11	57	482	36	395
昭和27年	18	4 574	7	62	435	2 371	54	876	10	52	302	38	340
昭和28年	28	5 367	8	176	674	2 206	47	1 079	110	59	751	—	261

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第 17 表 中央児童相談所取扱件数

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

年 月	本 年 中 処 理 済 件 数										本年未現 在件数	
	総 数	法第26条及び第27条に該当するもの							法第26条及(再掲)法第27条 の(2)により家庭 裁判所に送致されたもの			
		小 計	訓成 誓約	児童福祉 司の指導	社会福祉 主事の指導	児童委員 の指導	里親に 委託	児童委員 里親に 委託	保護受託 施設に 委託	該当しない 裁判所に 送致されたもの		件 数
昭和26年	4 553	2 327	189	812	—	—	31	—	1 295	2 226	25	18
昭和27年	4 539	2 115	—	1 127	—	—	8	2	978	2 424	21	28
昭和28年	5 370	2 164	—	1 066	—	—	47	3	1 048	3 206	24	25

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第 18 表 児童福祉施設收容人員数

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

年 月	総 数	乳 児 院	養護施設	精神薄弱 児施設	教 護 院	し体不肖 由児施設	里 子	保護受託 児 童
昭和24年度	45 857	948	28 508	1 673	9 725	—	5 003	—
昭和25年度	47 380	1 363	30 667	1 773	8 424	—	5 153	—
昭和26年度	47 322	1 685	33 950	1 770	5 754	—	4 163	—
昭和27年度	48 222	1 969	35 146	2 824	3 718	237	4 328	—
昭和28年度	50 139	1 951	36 796	3 154	3 231	575	4 244	188
月 平 均	4 178	163	3 066	263	269	48	354	16
昭和28年4月	4 042	162	2 960	259	262	46	338	15
昭和28年5月	4 081	168	2 990	259	261	51	337	15
昭和28年6月	4 144	159	3 039	263	272	48	345	18
昭和28年7月	4 198	164	3 072	266	272	49	357	18
昭和28年8月	4 227	165	3 097	270	272	47	359	17
昭和28年9月	4 260	169	3 113	270	274	49	369	16
昭和28年10月	4 287	169	3 146	267	275	50	365	15
昭和28年11月	4 261	170	3 120	263	276	50	367	15
昭和28年12月	4 257	155	3 139	253	274	50	370	15
昭和29年1月	4 222	161	3 108	268	271	45	354	15
昭和29年2月	4 195	159	3 098	263	269	45	345	16
昭和29年3月	3 965	149	2 914	253	253	45	338	13

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第 XXII 章

衛 生